令和3年度(2021年度)第9回教育委員会(12月定例会)議事録

- 1 日時 令和3年(2021年)12月7日(火) 午後3時00分から午後4時15分まで
- 2 場所 教育委員会室(県庁行政棟新館7階)

3 出席者 教育長 古閑 陽一

委員木之内 均委員吉井 惠璃子

委員田浦 かおり委員西山 忠彦

4 議事等

(1) 議案

議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の 報告及び承認について

議案第2号 熊本県障害児審査委員会委員の任命について

議案第3号 熊本県立図書館協議会委員(公募)の任命について

- (2)報告
 - 報告(1) 「熊本県立高校検索ガイド」の開設について
 - 報告(2) 校則の見直しについて
 - 報告(3) 新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等の調査結果について
 - 報告(4) 不登校児童生徒への支援等について
 - 報告(5) 児童生徒の携行品への配慮に関する取組について
 - 報告(6) 令和3年度(2021年度)熊本県公立学校善行児童生徒表彰 について

5 会議の概要

(1) 開会(15:00)

教育長が開会を宣言した。

(2)会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第2号から議案第3号は人事案件のため非公開とした。

(3) 議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号、報告(1)から報告(6)を公開で審議 し、非公開で議案第2号から議案第3号を審議した。

- (4) 議事
- ○議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の 報告及び承認について」

教育政策課長

教育政策課です。議案第1号について、御説明します。

提案理由を1ページに記載しています。11月定例県議会に提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、次の2ページにありますとおり、教育長が臨時に代理して

「原案どおりで差し支えない」旨の回答を行ったことから、本日の教育委員会に 報告し、承認を求めるものです。

該当の議案は3ページに掲載の知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。 まず予算関係の議案ですが、4ページから19ページまでが議案本文で、教育 委員会関係の予算について20ページから22ページに整理しています。

20ページは歳出予算補正ですが、いずれも増額補正です。1は、新型コロナウイルス感染症対策や、その他の喫緊の課題への対応等により、教育委員会事務局職員の時間外勤務手当が不足したもの。2、3、4は、県立中高と特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策等に必要となる備品等の購入に係る経費を支援するもの。5は、令和3年8月の大雨で被災した鞠智城公園内園路の災害復旧費。6は、同じく令和3年8月の大雨で被災した天草拓心高校の災害復旧費です。

21ページをお願いします。繰越明許費補正ですが、県立学校の改修工事や災害復旧工事等について、設計や工事施工に日数を要したこと等により今年度内の執行が困難となったため、次年度へ予算を繰り越す枠を設定するものです。

22ページをお願いします。債務負担行為補正ですが、令和4年度以降の予算については、通常は来年2月の県議会において予算が決定されますが、指定管理施設の管理委託や庁舎管理に関する業務委託等、契約事務に数か月を要す等複数年契約を行う必要がある場合に、あらかじめ予算を決定しておくものです。

次に24ページをお願いします。予算以外の議案について御説明します。24ページから29ページまでの第11号から第13号議案は、「財産の取得について」です。見開きで、左側のページに議案の本文を掲載していますが、右側の条例等議案関係(概要)に沿って御説明します。

まず、第11号議案についてです。25ページの「1 取得理由」は、熊本県教育委員会において、県立高校のうち、工業関係高校7校で使用する工作機械を購入するものです。

2の契約内容ですが、八代工業高校他6校分で、メカニカルシャーリング7台を導入します。契約の相手方、納入期限、契約金額及び契約の方法は記載のとおりです。

3のスケジュールですが、10月の仮契約、12月の本契約を経て、令和4年 2月に工作機械の導入を予定しています。

続いて、26ページの第12号議案です。27ページの「1 取得理由」は、 熊本県教育委員会において、県立高校のうち、工業関係高校6校で使用する工作 機械を購入するものです。

2の契約内容ですが、八代工業高校他5校分で、コンピュータ計測制御型万能 材料試験機6台を導入します。契約の相手方、納入期限、契約金額及び契約の方 法は記載のとおりです。

3のスケジュールは先ほどの第11号議案と同様です。

続いて、28ページの第13号議案です。29ページの「1 取得理由」は、 熊本県教育委員会において、県立高校のうち、工業関係高校9校及び農業関係高 校4校で使用する工作機械を購入するものです。

2の契約内容ですが、八代工業高校他12校分で、レーザー加工機13台を導入します。契約の相手方、納入期限、契約金額及び契約の方法は記載のとおりです。

3のスケジュールは第11号、第12号議案と同様です。

次の30ページ及び31ページの第27号議案及び第28号議案は、熊本県立 美術館分館及び熊本県立青少年の家の新たな指定管理者の指定に係る議案です が、前回11月の定例教育委員会において御審議いただいた内容ですので、説明 は省略します。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○報告(1) 「『熊本県立高校検索ガイド』の開設について」

高校教育課長

- 高校教育課です。報告(1)の熊本県立高校検索ガイドの開設について御報告 します。

お手元に資料をお配りしていますが、県立高校あり方検討会の提言に基づく情報発信事業として、先月24日に、県立高校の情報を調べる受検生やその保護者等の利便性向上を図るため、県立高校をワンストップで検索できるホームページを開設しました。

制作にあたっては、教育委員の皆様にいただいた御意見をはじめ、中学生及びその保護者、教員、高校生の約200人にアンケートを実施し、その御意見を踏まえた内容、デザインとしています。

このホームページでは、分校を含め県立高校全50校の情報の掲載はもちろん、エリアや学科等、複数の条件を組み合わせて最適な高校を表示する絞込み検索機能を搭載しています。アンケートで要望の多かった「制服」や「動画」で探す等、中学生に親しみを持っていただけるつくりとしています。

また、複数の高校の情報を並べて閲覧できる「学校の比較」機能や、特に保護者から要望の多かった、授業料や教材費等の高校生活に必要な費用の情報も掲載しています。

それでは、モニターを御覧ください。これから、絞込み検索機能等について、 実際に職員がデモンストレーションを行わせていただきます。

高校教育課主幹

高校教育課高校魅力化推進室です。熊本県立高校検索ガイドの実際の画面を用いて御説明します。

まず、このホームページの最大の特長である、絞込み検索機能を実際に使用してみます。

例えば、「エリアから探す」で県南エリアの八代市を選択します。次に、「学科・コースから探す」で普通科を選択して、検索ボタンを押します。該当する八代高校と八代清流高校と八代東高校が表示されます。八代高校をクリックすると、学校の詳細ページが開きます。

こちらには、電話番号等の基本情報や、学校ホームページへのリンク、スクール・ミッション、熊本スーパーハイスクール指定状況、制服等を掲載しています。

そして、大学合格実績、入試内容、学費等を紹介しています。

最後に、「似た学びができる高校」が表示されます。ここは、同じ学区の、普通科のある高校が、ランダムで表示されることとなっています。

そして、もう一つの特長である学校の比較機能を使用してみます。右上の「学校の比較に追加」をクリックします。八代高校と比較する場合、比較する学校をいくつか選びます。八代清流高校、八代東高校と3校を選択しました。学校の比較をクリックすると、このように学校の情報が並べて表示されます。

また、この他、上から「新着情報」、「学校を探す(絞込検索機能)」、「制服で高校を探す」、「なりたい職業で高校を探す」、「動画で高校を探す」、コラムの「高校受験の基礎知識」と並んでいます。

なお、この検索ガイドは、「レスポンシブデザイン」となっています。

現在は、情報を検索する場合、パソコンよりも、スマホやタブレットで検索するケースも多いかと思います。レスポンシブデザインを取り入れることで、どのデバイスで閲覧しても、最適なサイズで表示されます。今回のメインターゲットは中学生ですので、スマホやタブレット等で、いつでもどこでも閲覧しやすい環境を提供しています。

もし、お手元にスマートフォンをお持ちであれば、スマートフォンで、資料右下にありますQRコードを読み込んでいただくか、「熊本県立高校 検索ガイド」と入力していただくと、この検索ガイドを御覧いただけます。

操作の説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

大変ありがたいサイトを作っていただいたと思っています。サイトの特長は今のお話のとおりですが、ここにたどり着くためには、検索エンジンに「熊本県立高校検索ガイド」と入力するわけですよね。QRコードはモバイルに対応していますが、一般のパソコンからたどり着きやすいように「熊本県立高校検索ガイド」の名称を短縮する等考えていただきたいというのが一点です。

それから、地区別に「県北」「県央」「県南」という部分が、どこが県央で、どこが県北なのか、一般人としては非常に分かりにくいです。これで充分だと思いますが、機会があれば、先般のガイドブックに熊本県のマップがありましたが、それで選べるようになると非常に良いです。例えば、農業科と指定したら農業科のある高校だけが出てくる、あるいは、八代農業高校のところにカーソルを持っていくと、そこの動画や制服等を見ることができる等、感覚で操作できるとなお良いと思いました。次の機会がありましたら、そのようにしていただくとやりやすいと思います。

それと一点質問ですが、先ほどの学校の比較は非常によろしいのですが、先ほどは八代だけで比較されましたけれども、県内全域で比較できるのですか。

高校教育課主幹

ハートのマークのボタンを選んでいただいて、学校の比較を押していただくと、 県立高校50校が比較できるようになっています。

西山委員

ずっとたまっていくわけですね。わかりました。

吉井委員

今年は、学校のPRにかなり予算を割いていただき、パンフレットも作ってい

ただきました。しかし、これではまだまだ足りないのではないかと思っていましたが、見て驚きました。本当にすごいものを作ってくださったと思います。この画面を見ながら、とても力強いものを感じました。とてもきれいな画面で、私みたいな人間が見ても、わかりやすかったと思います。良いものを作っていただいたと思います。これを使って、いろいろな学校の良いところが見えてきて、多くの中学生が県立高校を選んでくれたらいいと思います。

高校教育課長

事務局から一点補足をさせていただきたいと思います。このホームページは11月24日が公開初日で、昨日まで13日間公開をしています。その間18,601件のアクセスがあっています。1日平均しますと1,431件のアクセス状況というところです。

教育長

先ほど西山委員のお話にありましたが、改定の予定等はあるのでしょうか。

高校教育課主幹

ホームページを公開したばかりですので、来年度はホームページを定着させる ための予算を要求しているところです。具体的にはSNS等でこのホームページ を紹介する広告等を考えています。

また、現在、改修に係る予算も要求しているところで、それが叶いましたら、 先ほど御意見いただきました件についても、来年度検討していきたいと思います。

教育長

よろしくお願いします。

田浦委員

比較の画面の下の方を見せていただいてもいいですか。ありがとうございます。 取得できる資格、進路状況等について情報があるのですね。

高校教育課

はい。

田浦委員

わかりました。ありがとうございます。

木之内委員

これは、学校の先生方等が、写真を載せ替えたりするのは簡単にできるようになっていますか。

高校教育課主幹

このホームページの更新自体は基本的には高校教育課で行っていきたいと思っています。ただ、高校のホームページもリンクしていますので、高校が更新をすれば当然こちらも反映されるということではあります。高校から、こちらのホームページにも是非載せたいという情報があれば、随時募集をして、こちらでも記事をアップしていきたいと思っています。

木之内委員

更新しやすい方が、閲覧数も上がると思います。記事の更新についてよろしく お願いします。

教育長

この件についてはよろしいですか。

○報告(2) 「校則の見直しについて」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。それでは、県立高等学校及び県立特別支援学校高等部における校則の見直しについて御説明します。

まずは、資料の確認ですが、『令和3年度(2021年度)校則等に関するアンケート集計結果』が1枚、各県立学校への通知文『校則見直しについて(案)』が1枚と、「別紙」が3枚となっています。

まず、校則見直しに関する背景についてですが、現在の校則に関し、全国的に 時代に応じていない、学校が説明できないルールがある等の声が挙げられるよう になりました。

本課としても、これまで県立校長会議等にて校則が子どもの実情や社会常識等に合った内容になっているか絶えず見直すように指導してきましたが、令和3年(2021年)6月8日、文部科学省から事務連絡『校則見直し等に関する取組事例について』が出され、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているという旨の指摘と、それを踏まえての校則見直しの促しがありました。このことを受け、本年度、校則の点検と見直しを各県立学校に改めて通知することとしました。

本県の校則見直しに関する今年度の取組について御説明します。

まず、4月の県立学校長面接にて校則の見直し状況についてお尋ねし、その後の、校長会議・副校長・教頭会議においても校則見直しを再度依頼しました。

6月には文部科学省からの通知を関係学校に周知するとともに、校則等に関するアンケートを全県立学校に対して実施しました。2ページ目はこのアンケートの集計結果です。アンケートの回収や集計は7月に行いました。

11月の県立校長会議にて、校則見直しについて見直しの視点を中心に具体的に説明し、副校長・教頭及び生徒指導主事にむけた説明会も11月末に実施しています。

それでは、令和3年度校則等に関するアンケート結果について御説明します。 2ページ目をお願いします。集計結果の表の見方について御説明しますと、例えば、「1. 髪の長さについての規定がある。」では、該当する学校が51校あり、それは全体の78校の65%にあたるということになります。

【1】の校則の各規定については、以下19項目の質問をしています。

制服に関しては、すでに女子のスラックス着用を認めている学校が19校あり、他に制服の男女指定を外したり、男女兼用の新しい第三の制服を作成されたりした学校もありました。

- 【2】の校則の周知については、校則の提示等を行っていない学校はありませんでした。各項目の回答割合を足すと100%を超えるのは複数回答可のためです。各学校、それぞれの方法で校則の周知はされていますが、「ホームページに公開」は1校のみでした。
- 【3】の校則見直しの方法については、教員のみでの見直しを行っている学校 が約6割でした。以上が、アンケート調査結果です。

アンケート結果を踏まえ、本課は、校則見直しに関する3ページ以降の通知文の案を作成しました。通知文には、校則見直しの視点を載せています。これは、アンケートの集計結果およびそれに付随する事項の回答を受けて、今回作成したものです。

通知文の要点等はすべて、平成22年3月に文部科学省が作成した『生徒指導提要』および令和3年(2021年)6月8日付け文部科学省「校則見直し等に関する取組事例」をもとに作成しました。

それでは、校則見直しの視点の説明を行います。 3ページの「校則の見直しについて(通知)」と、4ページ以降の「別紙」を御準備ください。まずは、3ページの1 「校則見直しの視点等」を御覧下さい。

視点の1つ目の「人権尊重の精神に立った内容・表現であること。」は、4ページ別紙の1の(2)のアにあります「地毛証明」についての例から考えられます。学校が求めている地毛証明には、誤解等により整容検査等におけるトラブルを防ぐためのものですが、「髪の色は黒」という観念をベースにして地毛が赤色や茶色がかった生徒のみに証明書提出を求めるのは、人権及び多様性の観点から課題であると判断しました。

視点の2つ目の「社会通念上合理的と認められる範囲になっていること。」については、5ページ別紙の2の(2)のア「スマートフォンの預かり」の例が挙げられます。「スマートフォンを校内で使用した場合、規定の期間学校で預かる」については、個人の財産権の侵害にも抵触する危険性があり、かつ預かり期間も利用料金等は発生するため、生徒指導上の取組であったとしても、社会通念上合理的な規定・取組とは言い難いものとなります。

視点の3つ目の「必要最小限とし、校則に因らない取組で足ると思われるしつけや道徳、健康などに関する細かな事項等まで校則に盛り込まないようにすること。」は、学校生活の様々な事案に柔軟に対応していくために必要と考えて定めました。例となる事案としては、6ページ別紙の3の(2)のア「アームカバーは使用禁止」等についてです。近年は気温上昇や紫外線の影響を考慮すべき等、健康面への配慮への必要性も考えなければなりません。校則に盛り込まず、その他の教育的活動と併せることで、校則自体は必要最小限に収め、各事案に柔軟に対応していくほうが、変化してきている価値観等に対応できると思われます。当然、教育委員会として各学校に対して一律の校則を規定することはしませんが、各学校において、校則のみに頼った生活指導ではなく、柔軟、かつその時その時の生徒個々人の実態に適した対応を行っていただきたいと思います。

次に、視点の4つ目の「校則をホームページに公開し、校則の周知を図ること。」についてです。アンケート結果にもありますように、校則が提示されていない学校はありませんでしたが、文部科学省の『生徒指導提要』にも、校則は入学時まで等に、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要があると述べられています。校則は秘匿しておくものではないため、校則周知を徹底するためにホームページ公開が必要であると考えます。特に、入学前の中学生に希望する高校の校則を周知しておくことは、大切なことであると考えました。

視点の5つ目の「校則見直しについては、生徒・保護者が何らかの形で関わり、その手順等が提示されていること。また、校則見直しの取組を年度内に1度は実施すること。」については、もともと文部科学省の生徒指導提要に、生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことが肝要であるとして、校則の見直しに当たって児童会・生徒会、学級会等の場を通じて児童生徒に主体的に考えさせる機会を設けたという例が紹介されています。

アンケートでは、校則の見直し等を職員のみで実施している学校が多数確認されました。これらを踏まえ、校則の見直し等に生徒・保護者が何らかの形で参加し、かつ絶えず積極的な校則の見直しが実現するための仕組みを各学校に準備してもらうことが必要であると考えています。

以上のように、通知文「別紙」には各視点に係る参考事例を載せました。ここ

に掲載したのは、あくまでも参考事例です。

最後になりますが、今後の予定としては、年内に校則見直しを各県立学校へ通知する予定です。また、令和4年2月末までに、県立学校から見直した校則等を報告してもらい、検証をしていきたいと考えています。

報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

通知や別紙にある「生徒・保護者が何らかの形で関わる」「児童会、生徒会、 学級会などの場を通じて」とあり結構だと思いますが、OBや同窓会等の意見を 入れなくてもよいのですか。「不易と流行」という言葉がありますが、所謂「伝 統」というものがあります。学校を卒業した人たちはOB会・同窓会に入るわけ であり、そこから1人くらいオーソライズするというか、コンセンサスをとる形 があればいいなと、個人的には思っています。

学校安全 · 安心推進課長

今回の通知では、生徒たちが自主的・主体的に校則を守っていこうとする雰囲気を目指しているところです。その学校の伝統というものについても、やはり生徒たちが理解して、「この伝統を守っていこう」となるのが理想であると考えています。同窓会等の意見もおそらく入ってくるとは思いますが、その点についても、生徒及び生徒会がしっかり受け継いでいって欲しいと考えています。

西山委員

ありがとうございます。

教育長

校則の見直しは今、職員のみで見直すが多いとあり、そこに生徒会、保護者の意見を入れるということですが、2月までとあるので時間的に間に合いますか。

学校安全・安心推進課長

この通知については6月に文部科学省の事務連絡を受けまして、学校へ通知しています。その際に、今後見直しを積極的に進めていくということで、学校へは生徒・保護者と一緒に進めていくようにとお願いしています。学校ではすでに取組を進めておられるのがほとんどであるので、2月まで大丈夫だと思います。

教育長

では、すでに取組を進めてもらっているという理解でよろしいですか。

学校安全・安心推進課長

はい。

教育長

今回の委員の意見を踏まえながら通知等を今月中に出されるということですが、 校則の見直しは各学校で毎年やっていくということになっています。状況等を見 ながら県教育委員会としても引き続き必要な見直しを検討していきたいと考えて いますので、よろしくお願いします。

○報告(3) 「新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等の調査結果について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。お手元の資料を御覧ください。

本調査は、新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の不安や悩み等を把握し、

今後の施策に活かすために、本年9月17日付けで調査を依頼し、10月15日までの期間に、熊本市を除く県内公立小中学校及び義務教育学校、県立高等学校、特別支援学校に実施したものです。この調査は、本年度においては5月に続き2回目となり、本日は、調査の中で不安や悩み等があると回答した児童生徒数等について御報告するものです。

まずは、3の調査結果(1)を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等があると回答した児童生徒数は、27,969人で全児童生徒の25.1%を占めています。校種別では、不安や悩み等があると回答した児童生徒の割合が最も高かったのは31.2%の公立小学校で、続いて23.4%の公立中学校、15.4%の県立高等学校、11.5%の特別支援学校となりました。また、小中学校においては、教育事務所ごと等の地域間による大きな差は見られませんでした。

次に裏面の(2)を御覧ください。不安や悩み等が多かった内容について各校種ごとに上位3項目を載せています。すべての校種で、自分や家族が感染するのでないか等新型コロナウイルス感染症そのものに対する不安や悩み等が最も多くなっており、この状況はこれまでの調査と変わりありません。その次に割合が高かったのが、小中、高等学校では運動会、体育大会、遠足等の学校行事のことであり、特別支援学校ではゲームやインターネットの使用時間のこととなっています。

今回は、高等学校において進路のことが3.2%となっています。昨年度の5月や10月調査結果に比べると、進路に関する不安等は低下していますが、これは、本年度は4月から学校がスタートすることができたため、新型コロナウイルス感染症の影響による学習や進路に関する不安や悩みが軽減されていったのではないかと考えられます。

その他の項目の結果については、別添の参考資料を御覧ください。

次に(参考)を御覧ください。上段に昨年度の10月まで、下段には本年度10月までのひと月あたりのSCによる面談数の平均値を載せています。

まず、面談数については、小中学校、特別支援学校で増加しています。一方で、 面談のうち、新型コロナウイルス感染症に関連すると判断した件数については中 学校以外では減少している状況です。

小中学校における具体的な相談内容としては、コロナワクチン接種に対する不 安やコロナがきっかけで不登校気味になっていること等がありました。

最後に4の今後の対応についてです。昨年度から、人権同和教育課からも啓発等が行われていますが、今後も連携して新型コロナウイルス感染症についての正しい情報を基にした差別や偏見、いじめ等の未然防止に努めるとともに、担任や養護教諭による教育相談に加え、SC等の専門家を活用した学校全体における教育相談体制の充実を目指していきます。

また、心身の不調を訴える児童生徒が増えていると学校から報告されており、 専門家を交えた継続した支援に取り組みます。

今後も調査結果について周知し、学校における児童生徒の見守り及び心のケア に取り組んでいきます。

報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

特によろしいですか。

新型コロナウイルスについては、第6波含め、いつ、どのような変化があるか 分かりませんので、引き続き調査は行い、継続的に子ども達の状況把握について 努めていただければと思います。よろしくお願いします。

○報告(4) 「不登校児童生徒への支援等について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。先日、文部科学省の「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が公表され、本県国公私立小中学校における不登校児童生徒数は、8年連続で増加しており、不登校は本県において重要な課題の一つとなっています。

今後の不登校児童生徒への支援等について、2ページの案のとおり各市町村教育委員会学校教育担当課長宛てに依頼する予定です。今回は、その内容について、御報告させていただきます。前半の不登校児童生徒への支援については学校安全・安心推進課から、後半の就学については、義務教育課から御説明します。

県教育委員会では、3ページのとおり不登校対策重点取組事項を定め、欠席 1 0 日目までにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を早期に活用する「愛の $1 \cdot 2 \cdot 3$ 運動 + 1 」等不登校の未然防止、初期対応及び自立支援の取組推進をお願いしているところです。

不登校児童生徒が増加傾向にあることや、欠席が長期化していることは憂慮すべき状況と捉えています。そこで、特に次の3つの事項について学校に対して指導を行うように市町村教育委員会に対して依頼します。

1つ目は専門家と連携した支援についてです。不登校支援の各段階において専門家と連携して支援に当たることが重要です。学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や関係機関職員等と十分な連携を図り、不登校児童生徒や保護者に対して専門的、組織的に対応することをお願いしています。

さらに、専門家による直接的な個別のカウンセリング等が難しい場合においては、ケース会議や不登校対策委員会において専門家の意見を取り入れて対策の検討を行うこととしています。

2つ目は、学校以外の教育の場の活用についてです。令和元年の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」においては、不登校支援の視点として「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」が明記されています。

学校で学ぶことが困難な不登校児童生徒に対しては、多様な教育機会の確保のため、学校以外の教育の場である教育支援センターやフリースクール等の民間施設で学んだり、ICTを活用して学んだりすることができるように支援することとしています。

義務教育課長

3つ目については、義務教育課から説明します。就学すべき学校の指定の変更 や区域外就学についてです。

いじめ等を起因とする不登校児童生徒については、保護者の申立てにより、市 町村教育委員会が相当と認めるときは、就学すべき学校の指定の変更や区域外就 学が可能であることから、保護者の申立てが学校に対してあった場合には、関係 教育委員会と対応について検討を行うこととしています。

学校安全・安心推進課長

なお、今回の依頼を写しにして、各教育事務所、県立中学校及び小中学部のある特別支援学校にも参考送付する予定です。

今後も不登校児童生徒の社会的自立を目指し、引き続き支援を行っていきます。 以上で報告を終わります。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

3番に就学すべき学校の指定の変更や区域外就学ができるということを入れていただいたのは、とてもありがたいと思います。子どもにとって学校に行けないのはとても辛いことですので、この期間ができるだけ短くて済む様にしていただけることは、ありがたいことだと考えます。この中に「保護者の申し立てが学校に対してあった場合には」という文言がありますが、もし不登校になった場合には、すぐに申し立てをしてもらえるよう周知をし、学校に相談できることを事前に伝えて、保護者がすぐ対応できるようにしてほしいと考えます。

また、情報集約担当の先生は、この依頼文のどの部分に該当されますか。情報 集約担当の先生がどのように活動されているかを教えてほしいと思います。

学校安全・安心推進課長

情報集約担当者は、学校経営案にも載せるように学校にも指示をしており、校務分掌の係の一つとして載せて活動していただいています。また、年度始めに各学校において、校務分掌の紹介がありますが、そのときに情報集約担当者を紹介するようにお願いしています。本課では、これまでに研修等を行っていますが、情報集約担当者には学校の中で情報を集約して、そして主体的に動いてほしいとお願いをしているところです。

情報集約担当者の存在がこの依頼文のどこに見えてくるかということに関してですが、不登校の状況になる前からいじめが存在しないか確認する等、依頼文の 裏側に情報集約担当者がいると考えます。

情報集約担当者は、重要な役割であるので、今後も担当者の動きや役割について、もっと周知を深めていきたいと考えています。

吉井委員

情報集約担当者がこの依頼文の裏にいらっしゃるということが分かりました。 情報集約担当者が設置されて、半年以上たっており、具体的な事例等あれば教え てほしいと思います。

学校安全 · 安心推進課長

いじめの解消に向けて情報集約担当者が活躍をしていると考えています。学校 ごとにいじめ対策会議等の報告がある予定ですが、具体的には、まだ、報告が届 いていませんので、今後、情報収集をしていきたいと考えています。

吉井委員

ありがとうございました。

西山委員

この依頼文の中の3つとも大事なことだと考えます。中でも2番に「ICTを活用して学んだりすることができるように支援すること」とありますが、このことはどんなイメージで書いてあるのか。今後どうなっていくのか。教えてほしいと思います。

学校安全・安心推進課長

一人一台端末ということで、配布されている端末を活用しながら学校が主体的 に連携をしながら授業を進めていくことを想定しています。まだ、導入の段階で すが、学習支援ができるように連携しながら取り組みたいと考えています。

西山委員

リモート学習を考えているとのことでしたが、ICTで好きな時間に学べるようなコンテンツをプロジェクトとして、揃えていっていただければ大変ありがたいと思います。また、各市町村では、そこまでやるのは、難しいと考えます。

教育政策課長

ICTの活用については、一人一台端末が入ったことで、市町村間の格差を解消していく意味合いもあります。県の教育委員会主導で、コンテンツや学習支援のアプリ等を県のホームページからリンクできるような形にしていきたと思います。不登校児童生徒に向けて、どのような形で発信ができるか等詳細については、今後、整理していきたいと思います。

西山委員

よろしくお願いします。

教育長

不登校は年々増え続けていますので、県教育委員会としても重要な課題の1つであると認識しています。今回の通知等を踏まえまして、しっかりと今後の対策については取組を進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○報告(5) 「児童生徒の携行品への配慮に関する取組について」

義務教育課長

義務教育課です。報告 5 「児童生徒の携行品の重さや量への配慮に関する取組 について」御報告します。

児童生徒の通学荷物の重さの配慮については、各学校に対し、平成30年度から通知や工夫例を提示して取り組んでいるところです。

本年4月には、今年度、各学校で1人1台端末が整備されることも踏まえ、今後の更なる配慮につなげるために、改めて通知もしました。併せて、実態調査と携行品の配慮に関する取組の工夫例の収集を行ったところです。

資料の1ページを御覧ください。児童生徒の発達段階や学習上の必要性及び通学上の負担等を考慮した好事例について、小学校10校、中学校10校の実践を先日ホームページに掲載しました。本日は、その一部を御紹介します。2ページを御覧ください。こちらは小学校の取組み例です。学習用具持ち帰り一覧を作成し、学校全体で共通理解した上で、保護者に周知している取組みです。続いて、3ページを御覧ください。こちらは中学校の取組み例です。生徒が主体となり、学習用具等の持ち帰りについてルールを定めた取組みです。

県教育委員会としては、引き続き各学校に対して、学習上の必要性や通学時の 負担、安全面等も考慮し、児童生徒の携行品についての配慮が行われるよう様々 な場面を捉えて指導していきます。

報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

私たちが高校生の頃は持って帰るのが当たり前だと言われていたので、本当に

時代が流れたと思われずにはいられません。ICTが入り、変わってきているので、時代の流れによって仕方がないのかなと思います。特に小学生の場合、ランドセルいっぱいに荷物を詰め込んで、人間とほとんど同じ大きさくらいのものを背負っていくようなことが確かにあっていましたので、私の子どもも肩が重い、肩が痛いと言っていました。それが当たり前だと私も思っていましたが、荷物が軽かったら、もっと楽しく学校に通えていたと思うことはあります。そのように思うと、これは当然のことなのかもしれません。相良村立相良中学校の例がありますが、生徒が主体となって考えたことはとても良かったと思います。実際に、カバンを持って通うのは子ども達ですので、荷物を持って帰っても家では使わないのにと思うことがきっとあったと思います。子ども達で意見を出し合って、考えて取り組んだことは良かったと思います。できるだけ体に負担のないように登校し、元気に通い、家では教科書がなくても勉強ができることが一番理想的と思います。また、今後も子ども達が自分たちで自主的に持って帰るものを考えながら、先生方もそれを認めながらやっていけると良い方向に行くと思います。

教育長

他はよろしいですか。

田浦委員

先ほどの校則と同じように、子ども達の理解というものも必要だと思うので、 やはり、先生は荷物が何のために必要と思っているのかを双方で話し合いを行い、 自主的に子ども達で決めるというのが一番望ましいと感じました。

教育長

取りまとめていただいた好事例を、他の小中学校では今後どのように反映していくことになりますか。

義務教育課長

好事例については今回まとめたところですけれども、各学校において、携行品に係る配慮についてはすでに行っていただいているところです。それぞれの学校の学習上の必要性、通学上の負担、児童生徒の発達段階を踏まえた上で、それぞれの学校において、意見を出し合って、何が必要なのかということを自分たちで決めていくことが必要かと思います。引き続き、各学校で常に配慮について考えていただくよう促していきたいと思います。

教育長

この件についてはよろしいですか。

○報告(6) 「令和3年度(2021年度)熊本県公立学校善行児童生徒表彰 について」

義務教育課長

義務教育課です。報告6「令和3年度(2021年度)熊本県公立学校善行児 童生徒表彰について」御報告します。

本表彰は、「熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則」に基づき、継続的な社会 奉仕活動、社会福祉活動等を1年間以上続けて行っているものや、突発的な事故 等に対する人命救助等の善行を行った団体または個人を表彰するものです。

本年度は、去る10月13日に審査委員会を開催し、市町村教育委員会及び県立学校長から推薦のあったもののうち、12件の被表彰個人及び団体を決定しました。

そのうち、「1」の小中学校2校については、推薦の中で特に賞賛に値する善

行として判定を受けた児童生徒及び団体となります。今後、各教育事務所等で表彰式を実施し、表彰状と楯を授与することとしています。

また、「2」の10件については、表彰状を送付し、各学校で表彰を行っていただきます。

なお、表彰式が行われる教育事務所や学校には本年度知事からのメッセージを いただきましたのでDVDにて送付します。

ここで知事からのメッセージを御覧ください。 (メッセージを放映)

県教育委員会としては、善い行いをした児童生徒を表彰することで、公共の精神や他者を思いやる心を引き続き育んでいきたいと思います。

報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

善行児童生徒表彰は、毎年大好きで楽しみにしています。今年も良いのが多く出ていると思いました。資料を見ながら一つ思ったことがありまして、5番、6番、7番、10番の生徒さんたちは、十分上の方の表彰状と楯をいただいてもいいのではと思いました。この差はどこにあるのですか。「1」が多すぎるということですか。

義務教育課長

審査基準として、緊急性、緊迫性、自主性、自発性、重要性と細かい基準を設けていまして、その中で一つ一つ判定を付けて、特にいいものは1番、次は2番としていました。

御指摘のあったことについては、実は、審査委員会でも同様の話題が出ました。「もっと広く表彰していいのではないだろうか。」「推薦の基準が非常に細かくてレベルも高いのではないか。」と。これらを踏まえ、来年度に向けて児童生徒の善い行いについてもう少し広く表彰するための改善を行っていきたいと思います。今いただいた御意見も踏まえ、審査基準、善行の内容についても検討していきたいと思います。

教育長

では、来年度に向けてということでよろしくお願いします。

教育長

本日予定されました議事については以上のとおりですが、その他で何かありますか。

教育長

はい。ありがとうございました。引き続き今後ともよろしくお願いします。

6 次回開催日

教育長が次回の定例教育委員会は令和4年(2022年)1月11日(火)教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午後4時15分。